

適切な意思決定支援に関する指針

1.基本方針

かないわ病院では、人生の最終段階を迎える患者が、「その人らしい最期」を迎えられるよう、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種から構成される医療・ケアチームで、患者とその家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を尊重し、医療・ケアを提供することに努めます。

2.人生の最終段階の定義

- ・ 癌末期の様に、予後の予測ができる状態
- ・ 慢性疾患の急性増悪を繰り返し、予後不良に陥る可能性が高い場合
- ・ 脳血管疾患の後遺症や老衰など心身機能の高度障害のため、予後が数ヶ月から数年と予測される場合
- ・ 誤嚥性肺炎を繰り返すなど、食事が食べられなくなった場合

3.人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針決定支援

1) 患者本人の意思決定が確認できる場合

患者本人による意思決定を尊重し、家族等も関与しながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療・ケアチームが協力し、医療・ケア方針を決定します。決定内容は診療録に分かりやすく記載します。

時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更、患者や家族を取り巻く環境の変化等により、意思は変化することがあるため、医療・ケアチームは、患者が自らの意思をその都度示し、伝えることが出来るように支援します。患者が意思を伝えることが出来なくなる可能性もあるため、その時の対応についても予め家族等を含めて話し合いを行います。

2) 患者本人の意思が確認できない場合

家族等が患者本人の意思を推定出来る場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し、決定します。

家族等が患者本人の意思を推定出来ない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、決定します。

4.認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り患者本人の意思を尊重し反映した意思決定を、家族等及び医療・ケアチーム等が関与して支援していきます。

5.身寄りが無い患者の意思決定支援

身寄りが無い患者における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りが無い人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その決定を支援します。

6.参考資料

意思決定支援ガイドライン（厚生労働省 2021.6）

人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスにおけるガイドライン（厚生労働省 2018.3, 2020.5）

身寄りが無いひとの入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（山縣然太郎 2019.5）

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン（厚生労働省 2018.6）